

プロポーザル方式（簡易公募型）に係る手続き開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和7年6月13日

埼玉県知事 大野 元裕

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用検討
アドバイザー業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和8年3月20日（金）
- (4) 業務内容 別添「県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用
検討アドバイザー業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）の
とおり。
- (5) 委託予定額 5,027,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上
限とする。

2 資格要件

下記（１）～（７）のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部について協力企業等に再委託等することを妨げるものではない。再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額（再委託先の金額を除く）を上回らないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者

であること。

- (5) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）
第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (6) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、国または地方公共団体が発注した都市公園またはまちづくりに関するアドバイザー業務または支援業務を履行した実績が 1 件以上あること。

3 選定基準

2 の要件を満たしている者の中から、次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。「評価の視点」に 2 段で記載されている場合、上段がより高配点の項目となる。また、括弧書きが記載されている場合、括弧内の左側がより高配点の項目となる。

審査項目	審査内容	配点
業務の実施計画	ア 業務の目的、条件、内容及び現状を理解しているか イ 本広場や周辺施設に関する魅力的な活用及び持続的なマネジメントの実現に向けた計画となっているか ウ 業務実施方法が具体的で実現性があるか	30
企画提案内容	ア 仕様書に基づき内容を的確に反映した提案となっているか イ 提案者の実績、官民連携のノウハウが提案に反映されているか ウ 提案内容は、持続的なマネジメントや地域企業等との連携を探究するものとなっているか エ マーケットニーズや官民連携の可能性のある事業者等の把握方法が具体的で実現性が高いか	40

実施体制	ア 本業務の実施に必要な人員及び実施体制が確保されているか イ 事故があった場合等の危機管理対応等は十分か	20
見積価格	ア 見積価格は委託予定額以下か イ 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ合理的な見積であるか	10

4 企画提案を求める具体的テーマ

- (1) 提案者の実績、官民連携のノウハウ
- (2) 本広場及び周辺施設の持続的なマネジメントや地域企業等との連携を探索する計画や手法
- (3) マーケットニーズや官民連携の可能性のある事業者等の具体的な把握方法

5 企画提案を求める具体的な内容

「3 選定基準」および「4 企画提案を求める具体的テーマ」を踏まえ、以下の項目を含む企画提案書（任意様式）を提出すること。なお、以下の内容以外の資料を添付した場合、その内容は評価の対象としない。

(1) 業務の実施計画

具体的な業務実施体制を記載すること。業務責任者（様式2の3）の選出は必須とするが、業務責任者の業務経験の提出は任意とする。提出する場合は様式2の4に記入することとし、企画提案書（様式任意）には社名、個人名は記入しないこと。企画提案の評価対象とする業務の実績は平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に履行した実績とする。

(2) 業務工程等

業務実施に係る具体的なスケジュール、手順、作業内容等について記載すること。

(3) 業務内容

本業務に関する基本的な考え方、実施内容、調査手法等について記載すること。

6 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園企画担当 有留、松村

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-5403 (直通)
FAX 048-830-4883
電子メール a5400-06@pref.saitama.lg.jp (代表)

7 現場説明会

実施しない

8 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

- ①受付期間 令和7年6月16日(月) 午前9時から
令和7年6月18日(水) 午後4時まで

- ②受付方法 この募集要領に関する質疑は、電子メールに質問書(様式1)を添付して送付すること。なお、電子メールの件名は「(企業名・提出日) 県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用検討アドバイザリー業務委託に関する質問」とすること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。質問書の題名、説明要求内容に特定の企業名や個人名が記載されている場合は回答しない。

- ③回答方法 令和7年6月20日(金)に埼玉県 Web ページ上において、企業名等を伏せて掲載する。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上でプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

(2) 企画提案書の提出について

- ①提出期間 令和7年6月20日(金) 午前9時から
令和7年6月27日(金) 午後4時まで

- ②受付方法 電子メールにより提出すること。

業務企画提案届(様式2の1)、提案者の業務実績(様式2の2)、業務責任者(様式2の3)、業務責任者の業務実績(様式2の4、任意)並びに当該業務の実施体制、業務工程および業務内容に関する提案書(それぞれ様式任意)、当該業務に係る参考見積書およ

び内訳書(様式任意)及び会社概要が分かるパンフレット等を併せて提出すること。

資料の受付を確認後、電子メールにてその旨を連絡する。

9 企画提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 有

(2) 審査の方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用検討アドバイザー業務審査委員会」(以下「審査委員会」という。)においてヒアリングを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、企画提案書を提出した者が多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者(4者程度)だけがプレゼンテーションを行うものとする。1次審査の選定結果の通知は「(5) 選定結果通知方法」に準じて行う。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(3) ヒアリング依頼方法

① 企画提案書提出期限後、ヒアリングの依頼を書面にて通知する。

② 通知は電子メールにて行う。

(4) ヒアリング予定日

令和7年7月9日(水)

ヒアリングの場所及び時間は電子メールにより通知する。

(5) 選定結果通知方法

① ヒアリング後に選定を行い、最適な企画案を特定し、この企画提案書を提出した者に電子メールにより特定通知書を発行する。

② 選定を受けた者のうち、企画提案書を特定しなかった者に電子メールにより非特定通知を発行する。

③ 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

④ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることが出来

る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(6) ヒアリングでの提案説明方法

- ① 提出した企画提案書を用いて説明する。ヒアリング当日に参考資料の配布やプロジェクト等の利用は認めない。
- ② 説明時間は20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。
- ③ 説明は原則として様式2号の3の業務責任者が行うものとする。
- ④ ヒアリング開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。

(7) その他

本業務の契約にあたっては、発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で特定者に見積徴取を実施の上、契約締結を行う。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

言語 日本円

通貨 日本円

- (3) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合は、審査委員会による審査を受けることができない。
- (4) 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。
- (5) 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。
- (6) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (7) 応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。
- (8) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 参加者が1者の場合であっても、選定を行う。
- (10) 委託候補者を選定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。
- (11) 企画提案書の虚偽記載について

- ① 発注者は、契約締結前に、提案資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その提案資料を提出した者は失格とする。
- ② 発注者は、契約締結後に、提案資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。受注者は、このことにより埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。